

郵政民営化に関する意見募集の結果

- ・ 郵政民営化委員会は、令和８年６月２４日から同年７月２３日までの期間において、「郵政民営化に関する意見募集」を行ったところ、寄せられた意見の数は個人 ９３件、団体 １２件の合計 １０５件でした。
- ・ 主な意見（要旨）は、以下のとおりです。

１ これまでの郵政民営化に対する評価

- 不祥事（不適正点呼、下請法不適用、契約不正、局長による犯罪）の背景に、民営化準備期間の短さ、基幹システム・コンプライアンス基盤への投資不足、煩雑で実効性のない手続・マニュアル、不完全なシステムによる現場の疲弊がある。（全国郵便局長会）
- 民営化から １９年が経過し、様々な見直しが行われてきたが、顧客からも利便性の高いサービスへの要望がある。（日本郵政グループ労働組合）
- 郵便局の営業時間の短縮、郵便の土曜休配など利用者の利便性は低下したと感じる。効率化を進めることは重要だが、サービス低下は残念。（個人１）
- 政府が間接的に株式を保有していることが公正な競争を阻害している。（全国生命保険労働組合連合会 等）
- 日本郵政グループ内で発生している不祥事（点呼業務不備、貯金情報流用など）に対し、グループ全体のガバナンス・内部管理態勢の見直しと再発防止の徹底が必要（全国信用金庫協会）

２ 今後の郵政民営化への期待

- 郵便局ネットワークの一層の活用を通じた地域・顧客ニーズへの対応のため、経営の自由度の確保とユニバーサルサービスを持続可能とする環境整備、政府が推進する「コミュニティ・ハブ」化を歓迎し、地域課題解決への貢献に期待。（日本郵政グループ労働組合）
- 日本郵政が保有する金融二社株式について、早期に全株式処分に向けた道筋が示され、着実な取り組みが進むことを期待。（農林中央金庫）
- 郵便法の改正により郵便料金の改定が柔軟になるなど、郵便事業の規制緩和が進む一方で、その整合性が課題。今後は、郵政事業と郵便局ネットワ

一々の将来像について議論を深め、民営化の道筋に関して国民への説明責任を果たし、理解を得る努力が求められる。(ヤマト運輸)

3 日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策（郵政民営化法附則第2条の3に基づく検証に関する事項）

- 日本郵政株式会社がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式を全て処分した場合でも、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスを一体的・安定的に提供するためには、郵便局ネットワークを中心としたグループ経営が不可欠。ユニバーサルサービス提供費用に見合う金融2社からの十分な委託手数料と国の支援が必要。(全国郵便局長会)
- 真の課題は、郵便局ネットワークを地域住民の生活インフラとして、民間金融機関等による利活用も含めて「公平かつ効率的に共有する」新たな仕組みの構築。(全国郵便局長会)
- 日本郵政がかんぽ生命株式を全処分した場合でも、保険のユニバーサルサービスを確保するためには、民間保険会社との提携を含む成長戦略やビジネスモデルの検証を加速すべき。民間生命保険会社は既に全国的な営業職員・代理店ネットワークを通じて実質的にユニバーサルサービスを実現しており、日本郵政グループにその義務を課す必要性について再検証が必要。(生命保険協会)
- デジタル化の進展により郵便物が大幅に減少しているにもかかわらず、全国の郵便局の拠点数の抜本的な見直しや統廃合することなく、手つかずの状態が続いている。非効率な郵便局ネットワークが改善されないまま、公金が継続的かつ拡大して投入されている現状に対し、強い違和感を覚える。(ヤマト運輸)

4 ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）

- 銀行法に加え、上乗せ規制により経営の自由度が制限され、経営戦略の実現に時間を要するため、限度額の撤廃と新規業務に関する行政手続のさらなる簡素化が必要。(日本郵政グループ労働組合)
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命への「上乗せ規制」は、国の保証がないこと、税金・保険料を民間と同様に支払っていることから、直ちに撤廃すべき。

特に民間金融機関が撤退した「金融空白地帯」「保険空白地帯」では「民業圧迫」の懸念は存在しない。（全国郵便局長会）

- ゆうちょ銀行については、間接的な政府出資が継続する間は、民間金融機関との適正な競争関係を確保するため、上乗せ規制や預入限度額規制は引き続き維持されるべき。（全国銀行協会 等）
- 間接的な政府出資が残る状況下での、フラット 35 の直接取扱などの新規業務参入は、民間金融機関との公正な競争条件を阻害するため不適當。特に、遺言信託・遺産整理業務等の媒介など、既に多くの信用金庫が行っている業務への参入は、民間金融機関の事業を圧迫する。（全国信用金庫協会）
- 「上乗せ規制」のあり方に関する今後の議論では、民間金融機関からの意見を十分に考慮し、慎重な検討を行うことを強く望む。（全国信用組合中央協会）

5 かんぽ生命に課された「上乗せ規制」が他の生命保険会社との競争関係に及ぼす影響、かんぽ生命の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）
--

- 多くの地域では、安価な生命保険を提供する身近な金融機関が郵便局のみとなっており、郵便局の生命保険には限度額があり、保障性の高い生命保険に加入できないため、高齢者や子育て世代から不安や不満の声が上がっている。民間生保が撤退した「保険空白地帯」では、「民業圧迫」への懸念は少ないと考えられ、「上乗せ規制」が直ちに撤廃される方向で議論が進むことを期待する。（全国郵便局長会）
- 上乗せ規制のため、経営の自由度が制限され、経営戦略の実現に時間を要する。顧客ニーズに応えるため、加入限度額の撤廃および新規業務に関する行政手続きのさらなる簡素化が必要。（日本郵政グループ労働組合）
- 政府の間接的な出資が継続する現状では、かんぽ生命の高い信用力が競争上の優位性となり、契約者が経済合理性に基づかない判断をする懸念があるため、「上乗せ規制」は必要。（生命保険協会）
- 新規業務の届出制移行後、競争関係に影響を与える新規業務（特に貯蓄性商品）が活発化しており、学資保険や一時払終身保険はかんぽ生命の販売シェアが高く、民間保険会社に影響を与えている。（生命保険協会）

6 日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方（改正法附則第2条第1項に基づく検証に関する事項）

【日本郵政と日本郵便の合併】

- 現場の疲弊と組織の分断を解消し、「一体的かつ公平なユニバーサルサービスの維持」を将来にわたって確実に担保する最も有効な手段が日本郵政と日本郵便の合併。合併によって組織の合理化・効率化の実現、分割ロスなどの分社化の弊害の是正が可能。（全国郵便局長会）
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命を合併した会社の下に位置付けることにより、①「郵便局ネットワークを中心とした一体的経営の確保」②「郵便局ネットワークの維持」③「お客さまの利便性の向上と新サービスの開発」などが実現できる。（全国郵便局長会）
- 仮に、日本郵政と日本郵便の合併がなされた場合、かんぽ生命（子会社）による日本郵便（親会社）への教育・管理・指導が行われることとなるが、適切な代理店管理等を通じて、十全な顧客保護が図られることが必要。（生命保険協会）

【その他の組織の在り方】

- 金融2社株式の全処分後もユニバーサルサービスを確保するため、日本郵政グループ内の連携強化が重要。（全国銀行協会）

【費用負担の在り方】

- 現状の交付金・拠出金だけでは、採算性の低い地域でのユニバーサルサービス維持には不十分。既存の交付金水準の適正化、郵便事業への国の支援、そして民営化当初に不足していたシステム構築やコンプライアンス基盤への抜本的な投資のための国の支援策・補助制度の議論を要望する。（全国郵便局長会）

7 その他

- 郵政民営化委員会および関係当局に対し、長期的な国益を踏まえた深度ある審議・検討を行い、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って着実に進められることを強く期待。（農林中央金庫 等）
- 郵便局は郵便・金融・保険の窓口だけでなく、災害時や地域社会を支える重要な拠点でもある。市場原理のみで評価するのではなく、社会的・公共的な価値を踏まえた制度設計を期待。（個人2）